

行政財産の使用許可に伴う光熱水費等（管理経費）の取扱いについて

昭和57年3月16日 管第231号
各財産管理分掌者、教育長、警察本部長、各課(室)長あて
総務部長通知

改正 平成12年11月20日 管第467号、平成23年2月10日 管第640号
平成30年3月29日 財経第759号

県財産条例第7条「行政財産の使用料等」の規定に基づき使用許可された物件に伴う光熱水費等（以下「管理経費」という。）の取扱いについて別紙事務取扱要領が定められたので、今後の事務処理に遺憾のないように通知します。

行政財産の使用許可に伴う管理経費事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県財産条例第7条「行政財産の使用料等」の規定に基づき使用許可された物件に伴う光熱水費等（以下「管理経費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（管理経費の範囲）

第2条 庁舎等の使用許可に伴い、使用許可を得て使用している者（以下、「使用者」という。）から、その建物等の管理運営上必要とする管理経費を徴収しなければならない。ただし、外部の事業者への委託等により提供されている管理サービスのうち、明確かつ合理的に使用者が負担すべき経費が区分でき、かつ使用者が事業者に対して当該経費を支払うことが適当と認められる場合を除くものとする。

2 前項の管理経費の範囲は、次に掲げるとおりである。

（1）電気料、水道料、ガス料

それぞれの事業者を支払う料金であって、光熱水費のほか衛生、冷暖房等の当該建築設備に消費される費用をいい、基本料金及び税金もこれに含む。

（2）下水道使用料

当該事業者を支払う料金をいい、下水道事業受益者負担金は含まない。

（3）汲取り料

し尿処理手数料及びし尿処理浄化槽清掃料をいう。

（4）冷暖房料

冷暖房設備、石油ストーブ等により消費される費用（主として燃料であり前掲（1）に含まれるものを除く。）をいう。

（5）清掃料

当該施設の屋内外の清掃に要する経費（主として委託料若しくは賃金であり、用具等の購入費及び前掲（1）に含まれるものを除く。）をいう。

なお、庭園の手入れに要する費用は、含まない。

（屋内清掃委託料、ねずみ害虫駆除、汚水雑排水清掃委託料等）

（6）施設関係委託料

当該施設の保守、点検に要する経費（主として委託料又は賃金である。）

（空調器用エアフィルター洗浄、自動開閉装置保守、空調用自動制御器保守、エレベーター保守、貯水槽清掃ボイラー煙管清掃、ボイラー排ガス測定、ターボ冷凍機保守、吸収式冷凍機アブソーバチューブ洗浄、ボイラー洗缶、火災非常通報保守、冷房設備保守、自動火災報知設備保守、電気設備点検等）

(管理経費の算定方法)

第3条 管理経費の算定方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 電気、水道、ガス等の料金であって、計量器（子メーター等）によってその額が明らかに算定できるものは、それによる額とする。
- (2) 計量器による方法以外であっても、徴収すべき額が相当の精度をもって算定できる合理的な方法がある場合は、それにより算定した額とする。
- (3) 特段の方法がない場合は、次項以下による推定方法を採用するものとする。

$$\frac{\text{使用許可部分を含む施設に係る当該月（当該年度）の管理経費の合計実支出額}}{\text{当該施設の面積}} \times \frac{\text{使用許可面積}}{\text{管理経費}} = \text{月額（年額）}$$

(管理経費の軽減措置)

第4条 管理経費は、当該使用料の減免とは関係なく当然に徴収すべきものであるが、当該行政財産の設置目的及び使用許可の目的等に照し、次のいずれかに該当するものは、軽減又は無償とすることができる。

(1) 短期間（1件の期間が数日以内のもの）の使用許可に伴う管理経費

(2) 庁舎の中であって、一部使用している団体で在、不在にかかわらず、管理経費の影響が少なく、一室の中であって付随的存在で独占的使用の制約を受けている団体の使用許可に伴う管理経費

2 (財)熊本県職員互助会及び(財)熊本県警察職員互助会の使用許可に伴う管理経費については全額徴収することを原則とするが、県がその一部を負担する理由がある場合はこの限りではない。

(管理経費の徴収)

第5条 管理経費は、原則として毎月調定のうへ徴収するものとする。ただし、許可内容が年を通じて変わらないもの等については、年度末に当該年度分を一括して徴収することができる。

2 月の中途において、使用許可をした場合又は使用許可が終了した場合は、当該月に係る管理経費は、日割により算定する。

(その他)

第6条 使用許可書の交付に当たっては、管理経費の徴収を許可の条件として明示することとする。

2 使用許可によらない場合あるいは使用許可を省略した場合において、県以外の者が使用する光熱水費の取扱いについては、それぞれの契約書その他により明確にしておくものとする。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。